

安倍首相の退陣に当って

安倍政権の「末路」と私たちの課題と責務

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

- 一 安倍首相は、2020年8月28日辞意を表明した。この日の記者会見で、
- ①憲法「改正」、拉致問題解決、日ロ平和条約締結の志を半ばにして職を去ることは、痛恨の極み、断腸の思いだ。
 - ②「憲法改正」は残念ながら国民的世論が十分に盛り上がらなかった。
 - ③実績は、外交、安全保障において安全保障関連法を制定したことだ。
 - ④米国との同盟関係は強固なものとなった。
 - ⑤森友学園、加計学園、桜を見る会の問題については長時間国会答弁した。
 - ⑥政権を私物化したことはない、などと述べた（8月29日河北新報など）。

安倍内閣は、第2次が2012年12月、第3次が2014年12月、第4次が2017年11月に発足し、合計約8年間政権を掌握してきた。

- 二 この8年間に安倍内閣が行った「悪政」の主なものを列挙すれば、次の通りである。

①自衛隊明記。改憲の2020年施行を目指すと表明（2017年5月）。

②戦争国家づくり。④国家安全保障会議（NSC＝戦争の司令塔）の創設・発足（2012年12月）。⑤特定秘密保護法の強行（2012年12月）。⑥集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014年7月）。⑦安保法制法＝戦争法の強行（2015年9月）。⑧陸自の南スーダンPKO日報の隠蔽（2016年12月）。⑨辺野古新基地建設工事の強行着手（2017年4月）。⑩共謀罪の強行（2017年6月）。

③格差社会・財界優位社会の拡大（＝国民生活破壊）。①生活保護・生活扶助の削減開始（2013年8月）。②後期高齢者医療保険料の引き上げ（2014年1月）。③医療介護総合法成立（2014年6月）。④TPP（環太平洋連携協定）承認関連法の強行（農業破壊）（2016年12月）。⑤改悪介護保険法推進（2017年5月）。⑥働き方改革一括法の強行（2018年6月）。⑦2度の消費税増税で10%引き上げ（2014年4月、2019年10月）。⑧生活保護基準の引き上げ（2019年10月）。

④政治スキャンダルまみれ。②桜を見る会疑惑の問題化（2019年11月）。⑤黒川検事長勤務延長の閣議決定（2020年1月）。⑥森友学園の問題化（2017年2月）。⑦加計学園の問題化（2017年2月）。

⑧原発再稼働と核禁見送り。⑨川内原発1号機再稼働推進。⑩核禁条約批准見送りなど。

三 このように、安倍政権は政策面で異様な政権であった。米国一辺倒、原発依存などに顕著にみられるのであり、約言すれば憲法破壊的、国民生活破壊的であった。

しかし、これに留まらない。その政治手法面でも、政策目的達成のためには手段を選ばず、破廉恥な手段に訴えることを厭わない政権であった。官僚組織の私兵化、言論機関・ジャーナリズムの抱き込み・骨抜き、国家的暴力組織（検察・警察・自衛隊）の利用、民間右翼勢力との結託などである。

四 その異様さは、強度の点で岸内閣（1958年6月～ 1960年6月）に優るとも劣らない。

だが、これを安倍首相個人の資質のみに帰することは誤りである。なぜなら安倍政権とは、日本の支配層とアメリカの支配層とが協力して作り上げたものなのである。退陣後も第2、第3のアベが出現するであろう。このことを私達は見抜かなければならない。

「アベ・エピゴーネン」（安倍亜流）の出現を許してはならない。ここに私達の課題がある。

そして以上のような「アベ」的なるものとは正反対の国家像・社会像を構想し、その実現に向けた営みを展開し、それを未来の世代に引き渡すべき責務を私たちは負っている。安倍改憲を阻止した私たちは、この力量を持つことに自信を持とう。

（2020年9月10日）

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（141）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2020年9月15日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号から2017年10月分に入ります。）

I 改憲と支配層との動き

1 改憲の動き

（1）①2017年10月2日、自民党は改憲を明記した選挙公約を発表した（10月30日赤旗）。その内容の要点は次の通り（10月2日臨時総務会で了承）。

〔前文〕北朝鮮の脅威と少子高齢化とは国難であり、決断と実行力が問われてい

る。

〔北朝鮮〕圧力を強化し、主導する。拉致問題の解決に全力を尽くす。日米同盟をより一層強固にする。イージス・アショア（陸上配備型迎撃システム）を導入する。

〔経済〕アベノミックスの加速で、景気回

復・デフレ脱却を実現する。税制・予算・規制改革を総動員し、企業の収益を設備投資や人材投資に振り向ける。「働き方改革」を実行する。

〔憲法改正〕自衛隊明記。教育無償化・充実強化。緊急事態対応。参院合区解消。以上の4項目を中心に初めての憲法改正を目指す。

〔規制改革〕国家戦略特区・規制改革を早期に全国展開する。

〔カジノ〕日本型 IR（総合型リゾート）をつくり上げる。

〔原発〕再稼働を進める。

〔国土強靱化〕地下シェルターの整備。

②この選挙公約の特徴は、第1に憲法9条改悪を掲げたことである。その理由として、北朝鮮の脅威を前提とした日米同盟の強化＝軍事力強化を挙げている。

この特徴は、一口にいえば軍事大国化（アメリカの傘の下に於ける）への衝動であり、アジア諸国の軍事的支配への願望である。

③第2は、新自由主義に基く経済政策の実行を打ち出していることである（大企業保護、働き方改革、規制改革、カジノ育成がその例）。

④第3に、原発推進である。

⑤第4は、教育改造（教育「自由化」イデオロギーの注入を利用した国家的統制の強化）である。

(2)①2017年10月5日、「九条の会」（全国組織）は、声明「戦後日本の歴史と憲法の岐路に立って」を発表した（10月6日赤旗）。

②声明の要旨は次の通り。

④重大なことは、安倍首相がこの総選挙を憲法改「正」実行の好機と位置付けたこと。

⑥自民党が重点公約に、憲法9条に自衛隊の明記を掲げたこと。これは「戦争しない

国」の転換をもたらし、9条の根本的改変が起こること。

◎安倍首相は、北朝鮮問題で国民の不安を煽り改憲へ誘導しているが、軍事的圧力や9条改憲では北朝鮮問題は解決できず、平和外交によってこそ実現できること。

①総選挙は、安倍改憲に道を開くのか、それとも阻むのかを決める重要な機会であり、そのために「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」の提起する3000万署名運動を大きく成功させること。

(3)①関連して、改憲問題対策法律家6団体連絡会（自由法曹団、社会文化法律センター、日本民主法律家協会、日本国際法律家協会、青年法律家協会など）は、10月6日、「自公、希望、維新の改憲推進派にノーの審判を！改憲を許さない6団体アピール」を発表した（10月7日赤旗）。

②アピールは、“平和の礎である憲法9条の改変が、国民の信を問わないまま「自民党VS希望の党」という偽りの対決に埋没している。改憲という重要争点を適切に判断できる選挙の実現を”と訴えるものである。

③なお、10月22日に行われた衆議院選挙に関しては、後に取り上げる（争点、結果、意義について）。

(4)①安倍内閣は、支配層の政治的代理人としての性格の強い内閣である。その支配層を構成している主要な層は財界人である。その財界人が政府系の会議に起用され関与している実態を、2017年10月17日付赤旗を参考に記す。

②(i) 経済財政諮問会議（重要な政策に関する会議。内閣設置法に基づく・以下同じ）

榊原経団連会長（東レ相談役）、新浪（サントリーホールディングス社長）

(ii) 総合科学技術イノベーション会議（重要な政策に関する会議・内閣設置法）・

久間元三菱電気顧問・内山トヨタ自動車会長・十倉経団連副会長

(iii) 規制改革推進会議(内閣府令) 金丸経済同友会副代表幹事

(iv) 未来投資会議(日本経済再生本部決定) 榊原(前出)・中西経団連副代表(日立製作所)・金丸(前出)

(v) 第4次産業革命、人材育成会議(未来投資会議構造改革徹底推進会合の会議) 金丸(前出)

(vi) 働き方改革実現会議(首相決裁) 榊原(前出)、金丸(前出)、三村商工会議所会頭

(vii) 「働き方の未来2035・一人ひとりが輝くために」懇談会(厚生省検討会) 榊原(前出)

(viii) 生産性向上運動推進国民協議会(首相が開催する会議) 榊原(前出)など。

③右の会議の中でも重要な役割を担って

2 沖縄問題

(1) オスプレイ事故と沖縄

①2017年9月29日、沖縄の民間専用の「新垣島空港」に米軍普天間飛行場所属のオスプレイ2機が緊急着陸(墜落)した(9月30日河北新報)。

②この危険なオスプレイが沖縄に配属されて5年になるが、同機は少なくとも23都道府県に飛来している。重要な訓練拠点は、東京都、神奈川、静岡、山梨、山口各県などである。また、宮城、和歌山、長崎の各県には防災訓練で飛来し、その他全国各地に飛来している(前掲赤旗)。

③2017年10月11日、米軍普天間飛行場配備のCH53E大型輸送ヘリコプターが訓練中に出火し、東村高江の民間地(民家から約300メートル)に緊急着陸し、炎上大破した(10月12日河北新報、朝日新聞)。同ヘリは、2017年8月の陸

いるのは、(i)である。同会議は、毎年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)を策定する。各省庁はこの方針に基づいて政策を運営し、毎年の予算編成もこの方針に沿って行われる。また消費税や社会保障費圧縮も「骨太の方針」がもとになっている。その構成は、10人のうち4人が民間人(うち二人が財界人、2人が政府寄りの学者、エコノミスト)。

(ii)総合科学技術イノベーション会議の議長は安倍首相。有識者メンバー7人中3人が大企業出身。

(iii)働き方改革実現会議は、「働き方実行計画」をまとめた。

④このようにみても、安倍内閣の経済政策の基調が大企業利潤の保障に厚く、弱肉強食の市場原理貫徹型の「新自由主義」的なものであることが、人的側面に反映されている。

上自衛隊との日米共同訓練にも参加するなど、日本全土で度々飛行をくり返している(10月13日赤旗)。

④この事態に対し翁長知事は、現場視察の後に記者団に対し、「沖縄県にとって国難とはこういった状況だ」と語った。

では「国難」をもたらしたものは何か。それは、高江周辺に6カ所のヘリ着陸帯を暴力的手段を用いて建設し米軍に提供した安倍政権である。その結果として高江周辺に米軍ヘリと飛行が増大し、墜落が発生したのだ(前掲赤旗)。

⑤①この炎上事故に対し、2017年10月17日、東村議会、国頭村議会は、ヘリパット使用禁止を求める意見書・決議を全会一致で可決し、沖縄防衛局に申し入れた(10月18日赤旗)。

⑥東村議会の意見書の大要は、次の通りである。

(i) 事故原因の解明までの飛行中止。(ii) 同機配備の撤回。(iii) 事故被害の補償と原状回復。(iv) ヘリパットの使用禁止。(v) 日米地位協定の抜本的見直し。

⑥また沖縄県議会も全会一致で抗議決議を採択した。このような抗議にも拘らず、米軍は、10月18日、ヘリコプターCH53E（事故機と同型機）の飛行を再開した。

在沖米軍ニコルソン4軍調整官は、10月17日の声明で、“航空専門家が全面的な点検を行い、何の問題もなかった”として、小野寺防衛相の“原因究明、安全確認がなさ

れるまでの無期限停止”の要請を一蹴した（10月19日赤旗）。

⑦飛行再開に対し、翁長知事は“言語道断だ。私たちの切実な思いは飛行禁止。むしろ撤去だ。日米地位協定の中で、日本政府に当事者能力はない”と述べた（10月19日赤旗）。

(2) オスプレイ事故で焙り出されたのは、事故機オスプレイが全国各地で自由自在に運航することを許しているアメリカ従属の実態である。

3 原発問題

(1) 柏崎刈羽原発再稼働

①②2017年10月4日、原子力規制委員会は、東京電力柏崎刈羽原発6・7号機が「新規制基準に適合しないとする理由はない」とする審査書案を了承した（10月5日赤旗、朝日新聞、河北新報）。

③東電が申請したのは2013年9月。その審査中に数々の問題が発覚した（昨2016年には敷地内の液状化の危険性が認められ、2017年2月には免震重要棟＜事故対応施設＞が想定地震に耐えられないことが判明するなど）。そして同原発は、地元研究者や市民団体の指摘によれば、軟弱な地盤で敷地内の断層が活断層の可能性がある。

④このような問題を抱える柏崎刈羽原発の再稼働を行おうとする東電とこれを容認する規制委とに対して加えた、立石新潟大学名誉教授（新潟県技術委員会委員）の鋭い批判の概要を記す（10月5日赤旗）。

東京電力は、たびたび国民・県民を欺いてきた。新潟県に「原発の安全管理に関する技術委員会」が設置されたのは、2003年。それは、東電の原発で検査データの改ざんなどが組織的に行われたことが2

002年に明らかになったからで、このため東電は、2007年に「言い出す仕組み」などの再発防止策を公表した。

しかしその後も東電は国民を欺き続けてきた。福島第1原発事故の検証で、「存在しない」と言い続けたメルtdownの判断基準が、2016年になって社内マニュアルの中にあつたことが明らかになる。東電はこれを受けて、また「反省と誓い」を出したが2007年の再発防止策がなぜ機能しなかったなどの根本的分析はない。

柏崎刈羽原発の規制委の審査でも、虚偽の説明が繰り返された。これは東電の体質そのものだ。その体質がどう改善されたのかを問うことなく、決意を示す文言を保安規定に書き込むことで、規制委は東電に原発を運転する適格性があるとした。規制委のこの姿勢は、東電に対する国民・県民の不信、不安や疑念に対して向き合うことの放棄であり、到底、容認できない。

⑤(i) 加えて、原発再稼働は安倍内閣の基本的な経済成長戦略（エネルギー戦略を含む）である（10月8日朝日新聞）。

(ii) 2014年のエネルギー基本計画では、原発を「重要なベースロード(基幹)電源」と位置づけ、2015年には原子力の発電比率を「30年度に20~22%」まで引き上げる目標を打ち出した。この目標達成のために30基程度の再稼働が必要だといっているのである。

(iii) こうして見てくると柏崎刈羽原発再稼働が安倍内閣の経済成長政策に沿うものであり、原子力規制委が再稼働にお墨付き認可を与え、東電が再稼働するという原発再稼働体制がみえてくるのである(前掲朝日新聞)。

(iv) なお、原発再稼働の状況は、国内42基中5基が稼働している(高浜3・4号基。川内1・2号基。伊方3号基)。加えて今回の柏崎刈羽2基が加わることになる(2017年10月8日朝日新聞)。

◎(i) 2017年10月4日、全国保険医団体協議会(保団連)は抗議声明を発表した(10月6日赤旗)。声明の大意は次の通り。

“福島事故の収束すらめどがたたず、原因究明や賠償・廃炉も道なかばで、東電には原発を運転する資格すらない。東電が廃炉のお金を稼ぐなどとして再稼働を進めるのは、福島・新潟県民、国民の原発ゼロの願いをふみにじるものだ”、と。

(ii) 2017年10月8日、新潟市県民会館で「なくそう原発新潟大集会」が開かれ、1000人が参加した(主催・新潟県・長野県の原発に反対する18団体の実行委)。

植木実行委員長は、“柏崎刈羽原発、全国の再稼働の動きを止めるためにも、原発反対の世論を広げよう”とあいさつした。また連帯して「原発をなくす全国連絡会」の小田川氏は、“東京電力は原発を動かす資格はない”と述べた。

「総選挙で再稼働問題を大きな争点にし、再稼働中止、廃炉に向けて大きく運動を進めていく」という宣言を採択した。

(2) 福島・生業訴訟判決

①②2017年10月10日福島地裁は、福島県、宮城県、茨城県、栃木県の住民約3800人が国と東京電力を相手どり約160億円の損害賠償を求めた「生業訴訟」に関する判決を言い渡した(10月11日赤旗、朝日新聞、河北新報)。

③同判決の「骨子」は次のとおりである。

(i) 巨大津波(原発敷地高を大きく超える)は予見可能であった。即ち、政府の地震調査研究推進本部が2002年7月公表の地震活動の「長期評価」に基づき、国がシミュレーションをしていれば予見可能であった、と判断したのである。

(ii) その上で、同年末までに東電に対し非常用電源設備の安全確保を命じていたら事故は回避可能であった。国が津波対策に関する規制権限を行使しなかったのは「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていた」、として国の責任を認めた。

一方、東電については、津波対策を怠ったことにつき過失責任を認めたものの“故意や重過失までは認められない”とした。

(iii) 賠償については、原告は、「平穩に暮らす権利を侵された」として一人当たり一律月額5万5000円の慰謝料を請求した。

判決は、国と東電に対し、総額約5億円の支払いを命じた。なお原状回復請求は却下した。

④この判決について、2017年10月10日、原告団・弁護団は、「生業を返せ、地域を返せ」と題する大要次のような声明を出して同判決を評価した。

(i) 判決は安全性より経済的利益を優先する安全神話に浸っていた原子力行政と東京電力の怠りとを法的に違法とした。

(ii) 憲法で保障された生命・健康・生存の基盤としての財産と環境の価値を実現する司法の役割を果たした。

(iii) 慰謝料につき、国の中間指針よりも広い地域を賠償の対象とするなどを認めたことは一歩前進だ、と。

③(i) 福島原発事故が発生したのは2011年3月である。その事故責任が国と東電にありとして起こした被害住民の集団訴訟は全国で約30に上っている(10月12日赤旗)。その中で最大規模の訴訟が福島訴訟であり、国の責任を認めたのは201

7年3月の前橋地裁判決に次ぐ2例目である。

(ii) なお、2017年10月23日、福島県内外の原告全員(住民約3800人)が控訴した。

控訴理由は、原状復帰が認められなかったことや、救済の額・範囲が不十分であることである(請求は総額約160億円。認容は約290人に対し約5億円)(10月11日赤旗)。

(iii) 他方、同日、国と東京電力も控訴した(10月24日赤旗)。

4 核禁問題(1)

(1) ①②2017年10月2日から国連総会が開かれ、第1委員会で核禁条約についての一般の討論が始まった(10月1、4日赤旗)。

①核禁条約は、9月20日から署名が始まり、10月1日までに53ヶ国が署名し、3ヶ国が批准した(なお、条約は50ヶ国の批准後90日で発効する)。

②一般討論で、インドネシア代表は、非同盟国を代表して、保有国の主張する段階的アプローチは「核廃絶に向け、具体的・体系的に進展していない」と批判し、禁止条約の早期発効に期待を表明し、新たな包括的アプローチをとる時期だ、と述べた。

また、タイ代表は、東南アジア連合(ASEAN)を代表して、禁止条約は「核軍縮と既存の不拡散体制を補充する不可欠の一歩だ」とした。

ナイジェリア代表は、アフリカ諸国を代表して、核禁条約を含め、核兵器の廃絶、違法化を目的としたすべての取組みを支持するとし、核保有国に核近代化の停止や、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期批准を求めた。

メキシコ代表は、新アジェンダ連合

(NAC)を代表して、禁止条約は核不拡散条約(NPT)の基礎の上に採択されたものであり、核保有国が無限定の核保有を見込むならNPT体制の目的に逆行するとし、国際社会は明確な基準と工程に支えられた、核軍縮の具体的措置を取るべきだ、とした。

また、トリニダード・トバゴ代表はカリブ共同体を代表して、署名開始を歓迎する、同共同体加盟のガイアナ以外にも批准が今後見込まれるとし、早期発効を楽しみにしている、と述べた。

(2) ①右のような賛成意見とは異なり、米国は、全加盟国に禁止条約に署名しないよう要請する、と表明した(10月10日赤旗)。

②英仏は、予測不能な安全保障環境が見通せる将来のために核抑止力の維持を要求しているとし、署名しない意向を表明した。

③ロシアも署名しないとし、各国に既存のNPT(核不拡散)体制下での軍縮プロセスに従うよう求めた。

④中国は、国際的な核不拡散体制が直面する深刻な課題の1つに、禁止条約の採択を挙げるにとどまった。

⑤日本政府は、核保有国と非核保有国の

間の協力と信頼の再構築が不可欠と述べたものの、禁止条約の評価には言及せず、CTBT（包括的核実験禁止条約）と核兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）の2条約を、「核軍縮の最も実用的構成要素」として推進する考えを示した。

⑥なお北朝鮮は、米国が条約を拒否しているため加盟する立場にはない、と述べた。

(3) ①このように各国の動向をみると、1つの傾向がある。それは、核保有国と核非保有国との間には大きな亀裂があることである。

この亀裂が今後大きくなるか、それとも克服されるかは、今後の国際的世論と世界各地の人民のたたかいとの展開如何によるであろう。

②③このこととの脈絡で、2017年10月6日ノーベル平和賞がICANに授与されたことは、核禁運動の成果である。

ICANは、2007年にノルウェーとウイーンで発足した非政府組織であり、日本を含めて101ヶ国に賛同組織のある、核廃絶国際キャンペーン活動団体である（その母体は核戦争防止国際医師会議）（10月7日朝日新聞）。

④授賞理由（要旨）は、次の通り（10月7日赤旗。なお同日朝日新聞）。

一、核兵器使用による破滅的な人道上の結果に注目を集めるための取り組みや、国際条約に基づいた核兵器禁止実現に向けた画期的な努力に対し、平和賞を授与する。

世界で核兵器使用の危険性が高まっている。1部の国は核近代化を進め、また北朝鮮のように核兵器獲得を試みる国が増える真の危険がある。

一、地雷やクラスター爆弾・生物化学兵器は国際合意により禁じられた。核兵器はこれら以上に破壊的であるに

もかわらず、同様の禁止措置の対象になっていない。ICANはこうした法律上の空白を埋めることに尽力した。

一、ICANは、核兵器禁止と廃絶への協力を各国に約束させる原動力となった。この「人道の誓約」には現在まで108カ国が参加している。

一、ICANはさらに、国際法の下で核兵器禁止を目指す指導的な市民社会の参加者として活動してきた。今年7月には、核兵器禁止条約が国連加盟122カ国の賛成で採択された。

一、国際法による禁止のみでは1つの核兵器もなくすることができない。核のない世界を実現する次のステップには、核保有国の関与が不可欠だ。今年の平和賞を通じ、現存する約1万5000発の核弾頭の廃絶に向けて真剣な交渉を開始するよう保有国に呼びかける。

一、核廃絶を目指す国連総会決議が初めて採択されてから71年がたった。この目標達成に向けた動きに新たな弾みをつけたICANに賛辞をささげる

⑤10月6日、ICANは大要次のような声明を発表した（10月8日赤旗）。

(i) 今回の受賞につき、世界中の数多くの活動家と心ある市民が努力を払い、核時代の始まり以来、核兵器に声を上げて抗議し、核兵器に正当な目的などなく、地球上から永遠に除去されるべきだと主張してきたことへの讃辞だ。

(ii) 禁止条約の実現に貢献した広島・長崎の生存被爆者や世界中の核実験被害者への讃辞でもある。胸をしめつける証言や惜しみない活動が禁止条約という画期的な合意をもたらす力となった。

(iii) 条約の全面実施に全力を挙げる。

(iv)核兵器が安全保障をもたらす合法的で不可欠な要素とみなす1部政府の考えは、危険なもの。核戦争の亡霊が再び大きく立ち現れている。核兵器に断固とした反対を宣言すべきときは、それは今だ。

④ (i) 右のように ICAN 声明は正当にも、授賞は数多くの活動家、心ある市民、生存被爆者、核実験被害者への讃辞であるとしているが、一方で日本政府はコメントを出さず、いわば黙殺したのである(10月7日朝日新聞)。この態度は、核禁条約不参加と共通している。

(ii) だがこのような対応は、マスメディアからも鋭い批判を受けている。

① その例として10月8日河北新報社説がある。その核心部分を紹介する。今回の受賞決定について“核廃絶の目標は共有しても、アプローチが異なる”(外務省)

として、安倍政権は首相談話を発表していない。禁止条約は核保有国と非核保有国との

対立を深めるだけだとの立場とはいえ、情けない。何とも狭量ではないか。

② また、10月7日朝日新聞社説は次のように述べている(核心部分)。

核が再び使われれば、人類に破滅的な影響が避けられない。その危機感が ICAN や被爆者らの努力で世界に浸透した意義は大きい。核に依存する政治家らの考えを変えるには、引きつづき

市民社会に働きかけていくしかない。

日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)は昨春、「ヒバクシャ国際署名」の運動を始めた。9月末までに515万の署名を得た。2020年までに世界で数億人まで増やすのが目標だ。

多くの市民が廃絶の意思を共有し、「核兵器ノー」包囲網を築いていく。ICAN の受賞決定を、世界的なうねりへとつなげるきっかけにしたい。

被爆国でありながら、ICAN や被爆者の願いに背を向けたままの日本政府は、その姿勢が改めて問われることになろう。

(4)①2017年10月14日、日本被団協(原水爆被害者団体連絡会)全国代表者会議に参加した人が厚労省・外務省に要請文を手渡した(10月14日赤旗)。

②要請文は次の通り。

日本政府はなぜ核禁条約に反対し核兵器に依存するのか。日本政府が署名・批准すれば、核保有国、同盟国、すべての国に署名・批准を促す力となり北朝鮮の脅威をなくし、国民の命を守る確かな道を切り開くことになるだろう。

(5)また2017年10月6日、米国防省は、ICAN 授賞につき“条約で世界がより平和になるわけではない”と表明し、署名拒否の姿勢を強調したのである(10月8日朝日新聞)。

(以下次号)